

経 済 産 業 省

20190322貿局第1号
輸入注意事項2019第3号
経済産業省貿易経済協力局

「北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品の二号承認移行について」（平成2年6月22日付け輸入注意事項2第18号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品の二号承認移行について」の一部改正について

「北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品の二号承認移行について」（平成2年6月22日付け輸入注意事項2第18号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から施行する。

「北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品の二号承認制移行について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品の二号承認制移行について（平成2年6月22日付け輸入注意事項2第18号）

改 正 後	現 行
平成2年6月22日付け通商産業省告示第247号（輸入公表の一部を改正する告示）により上記貨物の輸入については平成2年6月25日以降二号承認制に移行することとなりました。 このため、平成2年6月25日以降の当該貨物の輸入については、平成2年6月24日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第52条第1項の規定による倉入承認申請又は同法第62条において準用する同法第52条第1項に規定する移入承認申請書が受理されていない場合は、輸入貿易管理令第4条第1項二号の規定に基づく経済産業大臣の輸入の承認を受けて下さい。 なお、二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部<u>管理調整課</u>の確認を受けて下さい。	平成2年6月22日付け通商産業省告示第247号（輸入公表の一部を改正する告示）により上記貨物の輸入については平成2年6月25日以降二号承認制に移行することとなりました。 このため、平成2年6月25日以降の当該貨物の輸入については、平成2年6月24日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第52条第1項の規定による倉入承認申請又は同法第62条において準用する同法第52条第1項に規定する移入承認申請書が受理されていない場合は、輸入貿易管理令第4条第1項二号の規定に基づく経済産業大臣の輸入の承認を受けて下さい。 なお、二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部<u>漁業調整課</u>の確認を受けて下さい。